ID:　279

担当部署:　市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一般墓地使用に係る措置命令
例規名 根拠条項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例　第14条第1項
例規番号	昭和28年条例第28号

【根拠条文】

（管理上の措置等）

第14条　市長は、一般墓地の使用者に対し、使用場所の設備及び維持について、管理上必要な措置を命ずることができる。

2　市長は、一般墓地内の工作物その他の施設について、必要な制限をすることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日